

# 令和4年度 監査・指導 講評

## 該当施設

- 無印 …介護保険施設
- ※ …障害者支援施設
- ★ …高齢者福祉施設（特養除く）  
その他の社会福祉施設
- ◎ …居宅サービス施設

## 衛生管理 ※★◎

- ◆食品衛生責任者が更新されていない
- ◆(給食業務を委託している場合)食品衛生責任者は施設職員を選任している
- ◆保健センター(食品衛生システム)へ営業の届出が済んでいない
- ◆使用中の帳票の衛生管理計画への規定もれ、名称違い
- ◆記載内容が別帳票と重複している
- ◆納品時の温度や調理時の中心温度が同じ温度(数字?)が記載されている
- ◆ユニットでの衛生管理が未実施

## 献立(療養食加算) ※

- ◆複数の献立の指示が1本の献立に記載されていて療養食の献立表がない
- ◆提供栄養量の評価がされていない
- ◆療養食の基準がクリアできていない時がある(特に心不全食)
- ◆食事箋に医師のサイン及び指示が漏れている

# スクリーニング・アセスメント・モニタリング ※

- ◆厚生労働省が示す様式の内容が網羅されていない
- ◆体重減少率が1か月・3か月・6か月で評価されているか不明
- ◆スクリーニングが実施されていない
- ◆毎月スクリーニング・アセスメント・モニタリングを行っている
- ◆間食・栄養補助食品・濃厚流動食(経管(腸)栄養剤)の栄養量が提供栄養量・摂取栄養量に反映されていない

## 栄養ケア計画 ※

- ◆必要栄養量と提供栄養量が示されず、食事内容のみ記載
- ◆必要栄養量と提供栄養量が乖離している(400kcal以上)
- ◆必要栄養量、提供栄養量以外の内容が全員ほぼ同じ
- ◆目標の更新時期が期間外、短期目標の設定期間が長い
- ◆解決すべき課題(ニーズ)、長期目標、短期目標に関連性がない、もしくは同じ内容が記載されている

## 栄養ケア計画 ※

- ◆担当者は管理栄養士のみで、他職種との連携が示されていない
- ◆施設サービス計画書との整合性がない
- ◆栄養ケア計画が3か月毎に見直しされていない
- ◆本人もしくは家族からの同意を得ていない

栄養ケア・マネジメントの手順が理解できていない

# 栄養マネジメント強化加算

- ◆ミールラウンドの記録が不十分  
例) 利用者の様子ではなく、実施した回数を記録している
- ◆コロナ感染のクラスター発生によりミールラウンドが実施できなかった場合、他職種からの食事の観察の報告がされていない
- ◆毎月全員分の情報をLIFEに送信している
- ◆栄養情報提供書は確認できず

## 経口移行・維持加算 ※

- ◆ 経口移行・維持計画を栄養ケア計画とは別に作成している場合において、本人もしくは家族の同意を得ていない
- ◆ 栄養ケア計画に経口移行・維持計画を記載している場合、どこからが経口移行・維持計画なのか判別しにくい
- ◆ 経口移行・維持計画の内容が薄い
- ◆ 経口移行・維持計画の内容に変化がみられない



## 再入所時栄養連携加算

- ◆一次入所の時点で嚥下調整食を提供しているにも関わらず加算を算定している
- ◆病院または診療所の管理栄養士との連携の記録が薄く、どのように栄養ケア計画を作成したか不明
- ◆入所者1人につき1回を限度とするところ、複数回算定している(算定ミス?)

## 防災 ※★◎

- ◆非常食が不足している（職員分、併設通所施設分）
- ◆3日分の献立が朝・昼・夕食の順に作成されている
- ◆何をどう払い出すかわからない、献立表の掲示がない
- ◆栄養士・管理栄養士が出勤していることを前提にした献立になっている
- ◆発災時にインフラが利用できることを想定した献立及び保存方法にしている

## 一般的事項 ※★◎

- ◆検食時間が利用者の食事時間より遅い
- ◆検食の所感が検食者の意見になっている
- ◆害虫駆除が未実施
- ◆保存食が形態別に収去されていない

監査調書類はエクセルシートをメールに添付して提出をお願いします

## その他 ※★

- ◆【給食業務を委託している介護保険施設】  
調理委託(食材売買契約)業者との1人1日当たりの食費の契約金額が標準基準額(1,445円(税込))を超えている
- ◆【給食業務を委託している施設】  
給食に関する帳票が整理されていない  
委託業務契約の業務負担区分に給食帳票管理の区分がない